

第2次たかはま自殺対策計画策定業務委託に
係る公募型プロポーザル実施要領

令和6年4月

高浜市福祉部健康推進グループ

第2次たかはま自殺対策計画策定業務委託に係る公募型プロポーザルの各種手続き、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

1. 目的

本業務は、現行のたかはま自殺対策計画が令和6年度をもって計画期間が満了となることから、第2次たかはま自殺対策計画を策定するために実施するものである。

国の自殺総合対策大綱及び県の第4期愛知県自殺対策推進計画を踏まえ、現計画の評価と課題分析を行うとともに、本市の特性に応じた施策展開の検討など、高度な専門性が求められることから、公募型プロポーザル方式(以下「本プロポーザル」という。)により企画提案を募集し、受託候補者を選定することを目的とする。

2. 業務名及び業務概要

(1) 業務名

第2次たかはま自殺対策計画策定業務委託

(2) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

(3) 上限額

4,334,000円(税込)

(4) 支払方法

全ての業務が完了し、検査終了後、精算払とする。

(5) その他

詳細については、別紙「第2次たかはま自殺対策計画策定業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)を参照

3. 参加資格

本プロポーザルに参加する提案者は、仕様書で提示する業務を的確に実施できる能力を有し、公示日現在において、次に掲げるすべての条件に該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
であること。
- (2) 令和6年度の高浜市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 高浜市暴力団排除条例(平成24年条例第4号)第2条第1号又は同条第2

号の規定に該当しないものであること。

- (7) 高浜市の入札停止期間中でないこと。なお、公示日から受託候補者として決定を受けた日の前日まで指名停止措置を受けた場合は、資格を失うものとする。
- (8) 過去5年間に地方公共団体が発注した同様の業務を誠実に履行した実績のある者であること。

4. スケジュール

実施内容	実施期日
実施要領、仕様書の公表	令和6年4月10日(水)
参加表明書の提出期限	令和6年4月16日(火)
質問書の提出期限	令和6年4月22日(月)
質問書の回答期限	令和6年4月25日(木)
企画提案書の提出期限	令和6年5月9日(木)
プレゼンテーションの実施	令和6年5月15日(水)
選定結果の通知	令和6年5月21日(火)

提出期限については、午後5時までとする。ただし、土日祝日を除く。

提出場所については、高浜市いきいき広場福祉部健康推進グループとする。

5. 提出書類等

(1) 参加表明書の提出

- ・参加希望者は、**参加表明書(様式第1)**を提出すること。
- ・必要事項を記入・押印し、PDFデータを電子メールに添付して、事務局メールアドレス宛に提出すること。
- ・メールの件名に**【自殺対策計画参加表明書(事業者名)】**を記入すること。

(2) 質問書の提出

- ・質問については、**質問書(様式第2)**を提出すること。
- ・提出方法については、事務局メールアドレス宛に電子メールで提出すること。その際、メールの件名に**【自殺対策計画質問書(事業者名)】**を記入すること。なお、電話にてメールの受信確認を行うこと。

(3) 質問書の回答

- ・参加表明者(辞退者は除く)に電子メールにて回答する。なお、質問者の名称は公表しないものとする。
- ・質問に対する回答については、本要領及びその他配布された提供資料の追加または修正とみなす。

(4) 企画提案書の提出

○提案者の概要(様式第3)

提案事業者の所在地、資本金その他基本情報を記入すること。

○業務実績調書（様式第4）

平成31年4月1日以降に当該業務と同様な業務を受託した実績等を記入すること。

○業務実施体制調書（様式第5）

本業務に従事する担当者の配置計画及び配置する各担当者の担当する業務内容、関連業務の実績、経験を記入すること。また、本業務の業務責任者、担当者等の所属、役割等の体制及び特徴を記入すること。

○業務についての提案（様式任意）

提案には、次に掲げる事項及び業務委託仕様書により提案を求めている事項については、必ず記入すること。

○見積書及び見積内訳書（様式任意）

- ・提出部数については、各10部（原本1部、副本9部）とする。
- ・提出方法については、事前に電話連絡のうえ、直接持参にて提出すること。
- ・参加表明者からの提出辞退
提案を辞退した場合、他の案件での入札において不利益な扱いを受けることはない。なお、提案書の提出を辞退する場合、**参加辞退届（様式第6）**を企画提案書の提出期限の前日令和6年5月8日（水）までに直接持参にて提出すること。
- ・提案のための費用については、すべて提案者の負担とする。
- ・提案書の提出後において、提案者の選定までの間は、提案書に記入された内容の追加及び変更は、原則として認めない。
- ・提出された提案書等は、一切返却しない。
- ・提出された提案書等は、必要に応じて複製する場合がある。
- ・提出された提案書等は、営業上の秘密に該当する部分があることが考えられることから、原則公開しないこととするが、高浜市情報公開条例の対象行政情報となるため、情報公開請求や情報公開請求訴訟の如何によっては、公開される可能性がある。したがって、企業秘密などを公開されることにより、貴社が不利益を被る恐れのある情報については、極力含まないようにするか、マル秘マークを付加する等、適切な措置を講ずるものとする。

6. 審査及び評価

(1) プレゼンテーション

- ・会場については、本市が指定する場所とする（別途、通知する）。
- ・プレゼンテーション等の説明は、業務実施体制調書（様式第5）に記入された配置予定者のうち、原則として、業務責任者が行うこと。
- ・1者の持ち時間は、説明20分以内とし、質疑を含め計30分以内とする。

(2) 審査方法

第2次たかはま自殺対策計画策定業務受託候補者選定委員会において、提案書・プレゼンテーション等の内容により、別紙「第2次たかはま自殺対策計画策定業務委託に係る評価基準」に基づき審査及び評価を行い、受託候補者及び受託候補次点者を決定する。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、参加表明者に書面にて通知する。

(4) その他

審査の経緯及びその内容に関してのいかなる問合せにも応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

7. 契約について

受託候補者との協議において、両者が合意に至らなかった場合は、受託候補次点者との協議を行うものとする。また、契約締結後、受託者に本提案における失格事項、不正または虚偽記載等と認められる行為が判明した場合、契約を解除できるものとする。

8. 公募型プロポーザル方式の停止、中止及び取消し

緊急等やむを得ない理由等により、公募型プロポーザル方式を実施することができないと認められる場合は、公募型プロポーザル方式を停止、中止または取り消すことがある。なお、この場合において、当該公募型プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。

9. その他

この要領は、令和6年4月10日から適用し、選定された業者との契約を締結した日の翌日にその効力を失うものとする。

10. 事務局

〒444-1334 愛知県高浜市春日町五丁目165番地（いきいき広場）

高浜市福祉部健康推進グループ 担当者：東・松井

電話番号 0566-95-9558、FAX 番号 0566-52-7918

E-mail kenko@city.takahama.lg.jp